

地方公共団体の再犯防止の取組を促進するための協議会

滋賀県地域連携協議会

開催結果報告書

令和4年3月

法務省・滋賀県

目次

1 はじめに

2 協議会の開催概要

3 現状・課題等

(1) 既存の取組の現状

- ア 滋賀県の主な連携した取組
- イ 滋賀県と県内の市町村との連携した取組
- ウ 民間協力者における取組
- エ 他の都道府県における取組

(2) 明らかになった課題

- ア 国からの情報提供の在り方（統計情報／本人情報）
- イ 国や関係機関との連携の在り方
- ウ 再犯防止の取組に関する理解促進（庁内・組織内／関係機関／住民）
- エ 役割分担の在り方（市町村／都道府県の視点）
- オ その他（取組の効果検証の在り方など）

4 今後の取組について

(1) 国・地方公共団体において検討すべき新規の取組・事業

(2) 県や市町村における既存事業の枠組みの活用とそれに当たっての県と市町村の連携の在り方

(3) 国の次期再犯防止推進計画の策定への要望（財政支援の在り方など）

1 はじめに

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）において、地方公共団体における再犯防止施策の実施責務と、「地方再犯防止推進計画」（以下「地方計画」という。）の策定義務が初めて明記された。また、翌29年12月に策定された国の再犯防止推進計画においては、7つの重点課題の一つとして、「地方公共団体との連携強化」が掲げられるなど、国と地方公共団体が連携した再犯防止施策の推進は、再犯防止にとって重要な課題の一つとなっている。

それ以前にも、都道府県や市町村において、犯罪をした者への福祉的な支援は行われていたものの、罪を犯した者が抱える特有の課題に対応した取組については、地方公共団体にノウハウが蓄積されておらず、法務省を始めとする国との連携体制についても、地域ごとに対応差が生じている状況であった。

そのような状況を踏まえ、法務省においては、平成30年度から令和2年度までの3年間で委託期間として、「地域再犯防止推進モデル事業」（以下、「モデル事業」という。）を行った。モデル事業は、地方公共団体と国が協働した事業・取組を確立することを目的として、全国36の地方公共団体へ委託する形で行われ、滋賀県においても、平成31年3月に策定された「滋賀県再犯防止推進計画」等に基づき、起訴猶予・執行猶予となった者等への入口支援など、地域の実情に応じた取組が進められた。

令和3年度においては、法務省は、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会として、①全国会議、②ブロック別協議会、③地域連携協議会の3つの会議をそれぞれ開催した。

このうち、地域連携協議会は、これまで地方公共団体で実施されてきた再犯防止施策の成果の共有に加え、再犯防止施策における都道府県と市町村との連携の在り方について検討を進めることを目的として開催したものである。

令和3年11月から令和4年2月にかけて、滋賀県のほか、愛知県と鳥取県で地域連携協議会を各3回ずつ開催し、各県及び県内市町村のみならず、民間協力者の方々との協議・意見交換を行った。

本報告書は、滋賀県の再犯防止施策の現状・課題等を整理するとともに、それらの課題解決に向けた取組の方向性等について検討を重ね、今般、その検討結果を取りまとめたものである。

2 協議会の開催概要

(1) 第1回

ア 日時

令和3年11月17日(水) 10:00～12:00

イ 場所

滋賀県庁新館7階大会議室

ウ 出席団体

(ア) 地方公共団体

滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市
栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市、日野町
竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

(イ) 民間協力者

滋賀弁護士会、社会福祉法人グロー（滋賀県地域生活定着支援センター）

(ウ) 国

法務省大臣官房秘書課、大津地方検察庁、大阪矯正管区
滋賀刑務所、大津少年鑑別所、大津保護観察所

(2) 第2回（令和3年度滋賀県再犯防止推進会議）

ア 日時

令和4年1月11日(火) 9:30～11:30

イ 場所

滋賀県庁東館7階大会議室

ウ 出席団体

(ア) 地方公共団体

滋賀県、大津市、長浜市、守山市、甲賀市、高島市、日野町
豊郷町、兵庫県明石市

(イ) 民間協力者

滋賀県保護司会連合会、滋賀県更生保護女性連盟、更生保護法人滋賀県更生保護事業協会、NPO法人滋賀県就労支援事業者機構、公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター、社会福祉法人グロー（滋賀県地域生活定着支援センター）、滋賀県社会福祉士会、滋賀県社会就労事業振興センター、おうみ犯罪被害者支援センター、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会、滋賀弁護士会

(ウ) 国

滋賀労働局、法務省大臣官房秘書課、大津地方検察庁
大阪矯正管区、滋賀刑務所、大津少年鑑別所、大津保護観察所

(3) 第3回

ア 日時

令和4年2月16日(水) 13:30～15:30

イ 場所

オンライン形式

ウ 出席団体

(ア) 地方公共団体

滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、守山市、甲賀市、高島市
東近江市、米原市、愛荘町、甲良町、多賀町

(イ) 民間協力者

滋賀県保護司会連合会、更生保護法人滋賀県更生保護事業協会、NPO法人滋賀県就労支援事業者機構、社会福祉法人グロー（滋賀県地域生活定着支援センター）、滋賀県社会福祉士会

(ウ) 国

法務省大臣官房秘書課、大津地方検察庁、大阪矯正管区
滋賀刑務所、大津少年鑑別所、大津保護観察所

3 現状・課題等

(1) 既存の取組の現状

ア 滋賀県の主な取組

(ア) 滋賀県

- 出口支援は平成21年から開始。当時、出口支援は全国的な課題とされていたが、社会福祉法人グローの提案を受け、全国に先駆けて地域生活定着支援センター（以下「定着支援センター」という。）を整備した。
- モデル事業での3つの主な取組
 - ① 平成28年から入口支援を出口支援と一体的に定着支援センターで実施（平成30年度からモデル事業で実施）
 - ② 更生保護事業協会に設置した再犯防止地域支援員が、協力雇用主に対する訪問相談や研修会の開催等を実施し、雇用先の開拓や継続雇用を支援（令和3年度も県民向けのフォーラムを12月11日開催）
 - ③ 県社会福祉士会に委託し、社会福祉士による相談支援を実施
- 滋賀県再犯防止推進計画を平成30年に策定し、初年度となる令和元年度に三日月知事と当時の山下法務大臣による再犯防止「三方よし」宣言を締結した。

イ 滋賀県と県内の市町村との連携した取組

(ア) 滋賀県（第1回、第3回）

- 地方計画については、令和3年11月時点で、4市町（草津市、甲賀市、野洲市、日野町）が策定済み、12市町が検討中である。
- 令和2年度に「地域調整会議」という県と市町の担当者会議があり、その場で市町での再犯防止の地方計画策定のための情報提供を行った。各市町で策定している地域福祉計画の中に盛り込んで策定が可能という説明を行い、理解を得ることができた。

(イ) 大津市（第1回）

- 令和4年3月に向けて、地域福祉計画と一体的に策定するということで進めている。取組の評価方法が課題である。策定に当たって、保護司会を計画策定のプロジェクトメンバーとする等の連携を図っている。
- 再犯防止に関する取組として、7月の社会を明るくする運動の際に大津保護区保護司会と連携している。

(ウ) 彦根市（第１回）

- 市においては、防犯に関する施策はいくつかあるが、再犯防止に関する施策はほとんどないという現状である。

(エ) 草津市（第１回）

- 令和３年度に、地域福祉計画に包含する形で地方計画を策定したものの再犯防止施策の記載は少なく、実質的には社会を明るくする運動といった啓発的な視点や保護司会の補助事業のほか、民生委員や社会福祉協議会と連携しながら取組を進めている。
- 再犯防止に関する窓口はないが、人とくらしのサポートセンターという福祉の総合窓口を設けているため、刑余者も含めて属性問わず幅広く受け付けるという体制を取っている。

(オ) 守山市（第１回）

- 現在、地域福祉計画の策定をしており、再犯防止に関しては、これに包含する形で、Ａ４で１枚程度に収まるようなボリュームを予定しているが、他市と同じで取組の評価方法が課題である。

(カ) 甲賀市（第１回、第３回）

- 地方計画は１０月に福祉計画に包含して策定し、１１月に市民宛て区長文書で広報を実施した。計画策定に当たり、評価の指標設定等で困るところもあったが、関連分野が就労・住居・保健医療・福祉等と多岐にわたる中、整合性をもって総合的に推進するためには、計画を策定するという手段が重要であったと考える。また、各施策の担当課を明確化することで、関係機関との連携が取りやすくなり、施策を効果的に推進することができる。
- 保護観察が切れそうな方について、保護司から住宅の確保等の相談があるが、地域の方々の理解を得ることが難しい。住宅を提供してくれそうな方等がいても、最終的に罪を犯した方ということで、難しくなったりする場合が多く、公共の福祉のバランスを考えさせられることが多かった。

(キ) 野洲市（第１回）

- 今年の３月に地域福祉計画の中に包含して、地方計画を策定した。
- 法務省から、虐待を受けた家庭環境が再犯の一因になっていると聞いたことなどを踏まえ、未成年や障害者の方の支援を進めることが再犯防止に繋がると考えている。
- 地方計画を作る際に、庁内の複数部局にまたがる形で、策定に向けた庁内検討委員会等を設置した。まずは、対象者が何に困っているのかを知るところから始めたいと考えている。今後、担当部署を明確にし、地域の中で再犯防止の理解が進んでいなくても、地域福祉計画で

困った人を受け入れることによって、結果として再犯防止に繋がって
いくように進めていきたい。近隣市町とも一緒になって進めていき
たい。

(ク) 米原市（第1回）

- 福祉計画に盛り込むという形での策定を考えており、福祉政策課
と連携し、調整をしている状況である。

(ケ) 日野町（第1回）

- 地方計画を策定済みだが、地域福祉計画の中で少し触れただけで、
地域福祉計画の策定時に実施したアンケートについても、再犯防止に
関する内容は1項目だけという状況である。
- 再犯防止を主軸で動いているわけではないが、障害、生活困窮、依
存症の方に関わる中で、再犯防止に係る支援対象者をカバーできる形
で連携体制は構築されている。ただ、再犯防止ということよりも、犯
罪をする前の段階も含めて関わりを持ち、結果として罪を犯した人の
支援を行っていることもある。

(コ) 竜王町（第1回）

- 地域福祉計画の策定の中に再犯防止の内容も含めたいと考えてい
る。特に地域福祉の中でも重要テーマになるため、法律と貧困という
キーワードと内容を重ねながら議論していきたい。

(サ) 愛荘町（第1回）

- 地方計画の策定に向けた着手ができていない。今後県内の市町や
県外の地方公共団体等の計画を参考にし、愛荘町に合った形で策定で
きるよう検討していきたい。
- 令和3年度は、社会を明るくする運動で中学生を対象に標語の募
集をした際に、保護司を始めとする再犯防止に関わる者が、どのよう
な仕事をしているかというチラシ等を配布した。

(シ) 豊郷町（第1回）

- 令和6年4月に地域福祉計画の改訂を予定しており、何らかの形
で再犯防止推進計画も包含したい。

(ス) 甲良町（第1回）

- 地域福祉計画の中に再犯防止推進計画を包含する形で検討してい
る。他機関との連携が進んでいないため、地方計画をどのように位置
付けていくのかということが今後の課題としてあるが、データ等を取
っていく中で重点課題を見つけていきたい。

(セ) 多賀町（第1回）

- 再犯防止推進計画を策定する場合は令和4年度から2か年で策定
される地域福祉計画に包含する形になると思われる。

ウ 民間協力者における取組

(ア) 滋賀県（第1回）

- 平成27年に県の建設工事への事業者の入札参加資格の優遇制度を設けたほか、臨時的任用職員として保護観察対象者を雇用してきた。
- 県と更生保護協力組織との連携強化を今後も重点的に進めるべきと考えており、平成31年3月の滋賀県更生保護ネットワークセンターの開設のほか、令和3年度は県内の保護司約400名へのアンケートにて好事例の収集を実施したり、県独自の顕彰制度を創設したりした。

(イ) 日野町（第1回）

- 生活困窮の面から住居確保や就労支援を実施する上で、支援における連携先の中に保護司も入っている状況である。

(ウ) 滋賀弁護士会（第1回）

- 弁護士の主たる役割は、被告人にとって有利な判決、審判を得ることである。その中で、再犯防止の手立てを取ったということが刑を軽くする事情として考慮される場合がある。
- 被疑者、被告人、少年本人やその家族が既に市町と繋がっている場合には、繋がっている職員の方から必要なサービス、係、部署を教えてもらい、どんどん巻き込んでいくというのがこれまでのやり方である。巻き込んだ上で、ケース会議を開催し、刑事裁判の判決時期や見通し、実刑になる場合にはどれくらいの時期に社会に戻ってくるのか、保護観察がつくのか等の司法の見通しというのを市町の方に伝えている。
- 再犯防止のためには、①「衣食住の生きるための最低限の条件が確保されていること」、②「仕事や学校等で取り組むべきものがあること」、③「人との関わりで孤立しないこと」が大切である。犯罪をした方は、この3つが欠けていることが多く、それを市町で補うサービスがあるのかということを教えてもらい、市町との関係がない方については滋賀県地域生活定着支援センターを通じて、助けてもらえそうな市町や福祉サービスへの依頼、ケース会議を開催する方法を採ってきた。
- 刑事裁判に証人として市町の職員の方に出廷していただき、「こうした福祉サービスがあり、今後この方に福祉サービスを提供していく。」ということを証言していただいたこともある。

(エ) 滋賀県地域生活定着支援センター（第2回）

○ 再犯防止における4つの役割

- ①個別の支援はもちろんだが、制度があってもそこにアクセスできないと支援にはつながらないため、その隙間のピンチヒッターとしての役割
- ②対象となる人が、これまでの人間関係で上手くいかなかった部分を再度アセスメントし直し、どのような関わりをしていくのかを地域と一緒に考えさせていただくという支援の工夫と改善の役割
- ③前年までモデル事業だった入口支援が本年度は定着支援センター本体の事業となったため、それ以外の制度が存在しないところを見つけ、調査・研究事業にも協力していくという資源の開発の役割
- ④これまで地域では罪を犯した人は怖い人であり、専門的な支援の技術がないと、支援が困難と捉えられることが多かったが、捉え方を変え、どのように向き合っていくかを一緒に見出していき、共生社会を作っていくための支援の新しい価値を作る役割

(オ) 滋賀県更生保護事業協会（第2回、第3回）

- 滋賀県再犯防止推進計画の策定を受け、更生保護事業協会、滋賀県保護司会連合会、更生保護女性連盟、就労支援事業者機構の民間4団体の事務局間での情報共有や協働事業を目的として、「滋賀県更生保護ネットワークセンター」を設置し、地方公共団体、福祉、医療、雇用、司法との連絡調整の中でネットワーク体制を構築した。
- 滋賀県と協働し、再犯防止を県民に知ってもらうため、びわ湖放送と一緒に県民フォーラムを開催した。
- 滋賀県からの助成金や休眠預金を活用し、保護司の地域での活動を支援している。

(カ) 滋賀県更生保護女性会（第2回）

- 休眠預金を活用して、①保護司の直接的な支援、②更生保護女性会の事務局体制の整備とネットワークの構築、③「生きづらさを抱えた人達の息の長い支援」に対する理解促進のための県全体での「におのうみ川柳」の募集などを実施している。

(キ) 滋賀県社会福祉士会（第2回）

- 弁護士と協力し、支援者に対し、刑事司法手続を説明するためのハンドブックを作成した。

エ 他の都道府県における取組

※明石市における更生支援の取組（第2回）

(ア)「更生支援コーディネート事業」を平成30年度からモデル事業として開始した。次のステップである令和元年にはそれまでの取組を踏まえ、今後の施策継続のために条例化を行った。現在は、条例に基づく取組を推進していく中で、更生支援が当たり前に行われる社会を目指している。

(イ) 取組の三本柱「つなぐ、ささえる、ひろげる」

①「つなぐ」取組

→「明石市更生支援ネットワーク会議」の立ち上げ（検察庁、警察、刑務所、保護観察所等の他、県弁護士会、社会福祉士会、市の総合支援センター、県の地域生活定着支援センター、社会を明るくする運動明石地区推進委員会の構成団体、民間の支援団体等が構成団体）

②「ささえる」取組

→「更生支援コーディネート事業」の実施（明石市から明石市社会福祉協議会に委託し、同協議会の社会福祉士職員が対象者と面談して、支援に必要なアセスメント・コーディネートを実施）

→生活保護、手帳取得、障害福祉サービス、介護保険、就労支援等のほか、住居確保の支援等も実施。

③「ひろげる」取組

→更生支援に対する市民理解を促進するための啓発促進（市の広報誌で更生支援の特集ページを掲載したほか、あかし更生支援フェアを開催）

(ウ) 定着支援センターとのすみ分けは、明石市へ帰住を希望することを要件に線引きをしているが、業務内容は定着支援センターとほぼ変わらない。地域支援ということで、地域の中でどのように生活するのかということマイクロレベルで考えている。

(エ) 例えば、隣の市に本人の住民票があるが、もともと明石市の小・中学校を出ており、老後は明石で生活したいという対象者の場合、定着支援センターと連携して、住民票の異動などの手続に同行し、本人が明石市に帰住できるよう支援している。

(2) 明らかになった課題

ア 国からの情報提供の在り方（統計情報／本人情報）

（ア）現状としては、再犯防止が必要であるという現状の把握が非常に難しく、罪を犯した方の情報も十分に把握できているか分からないので、滋賀県、国と連携をしていきたい。【長浜市／第1回】

（イ）再犯に関わる本市の状況について実態や課題が見えにくい状況にあることが課題である。保護司会、更生保護女性会から直接的にどのような課題を抱えている等の話を聞くことができていなかった。【湖南省／第1回】

（ウ）湖南省の統計情報について、警察署には甲賀市と湖南省の2市併せてのものはあったが、湖南省単独の統計情報の把握ができなかった。【湖南省／第1回】

（エ）協力雇用主の情報について提供して欲しい。【日野町／第1回】

→ 協力雇用主の登録情報は、各保護観察所にあるが、非常に機微な情報であり、そのままの形で情報提供することは難しいが、地方公共団体からの御要望もあるため、今後の課題として整理したい。【法務省／第1回】

（オ）再犯防止の取組の対象となる方が何人いるのか、どういう犯罪をしたのか等の具体的な情報が庁内にない状況である。【豊郷町、多賀町／第1回】

（カ）入口支援において、福祉支援の担当者に連絡が入り次第、保護観察所や定着支援センターと調整の上、対象者との面談を実施することになっているが、対象者にどのような福祉サービスが必要であるかを判断して、関連機関と調整する時間が、現状十分に確保できていない。【大津地検／第2回】

（キ）受刑者等を雇用することは、事業主にとっては人材の確保につながり、再犯防止に寄与できる一方で、取引先との信用問題や他の従業員たちとの関係・接し方等、一般人を雇用するとは違った不安・心配があるという声をもらっている。【大阪矯正管区／第3回】

イ 国や関係機関との連携の在り方

（ア）雇用に関しては、協力雇用主の登録があるものの、実際に雇用されているのは1割未満であり、雇用率を向上させ、就労実績を作る必要がある。住居に関しても、市営住宅では一定期間の入居審査があり、即時入居が難しく、更生保護施設である光風寮もあるが、20部屋ほどの規模となっており、利用ニーズによってはすぐに満室になってし

まうため、供給体制についても課題がある。【大津市／第1回】

- (イ) 実際に雇用している協力雇用主数・被雇用者数の推移を見ると、令和元年度から令和3年にかけて落ち込みが見られたが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、雇用できないという企業が多かった。また、県内の業種別の協力雇用主の割合を見ると、建設業が70.6%と一番多いが本人の就労に対する意欲が建設業に向かない者もあり、マッチングの難しさを感じている。【大津保護観察所／第2回】
- (ウ) 誰一人取り残さない地域社会の実現（再犯防止の取組）に向けて、専門職等が中心になりながら、保健医療、福祉、子ども、労働、教育、司法等、再犯防止に関する多職種・多機関が必要に応じて柔軟に連携する体制を整備することが求められる。【甲賀市／第3回】

ウ 再犯防止の取組に関する理解促進（庁内・組織内／関係機関／住民）

- (ア) 今までは罪を犯した人に福祉が届かないという課題があったが、国の計画に地方公共団体との連携を深めると明記されたことにより、ようやく地方でも取組が進んできた。再犯防止のためには、社会復帰した後も地域で孤立しないよう息の長い支援を続けていくことが重要であり、そのためにも他機関と連携が必要である。【滋賀県／第1回】
- (イ) 庁内関係部局にも理解を得て、再犯防止の必要性を踏まえた施策を検討してもらうことが困難な状況である。【長浜市／第1回】
- (ウ) 市民アンケートを実施した際に再犯防止に関する意識も項目に挙げたが、それに対して「分からない」、「できない」といった回答が半数以上を占めており、必要性は理解できるが、認識が広がっていない状況にある。【長浜市／第1回】
- (エ) どの市町でも就労・住居支援を身近な窓口としてやっていくべきであり、福祉の窓口において、対応したケースがたまたま罪を犯した方だったということはあるが、実際の支援ニーズに応じていくことは非常に難しい。

また、庁内で再犯防止に関する理解がないわけではないが、既存の関連する事業で活用可能なものが何かないか等を尋ねても、始めはなかなか良い反応がなかったため、こちらから積極的に打診するなどした。計画は令和4年3月に策定するが、進捗管理に関しては今後の課題である。【長浜市／第1回、第3回】

- (オ) 住宅や就労の問題において、市民の理解をどうやって得ていくのかというところが大きな課題。特に経済的な支援等については、重層的支援体制整備事業を進める中でも、市民の理解をどのように広げていくのが課題。【湖南市／第1回】

- (カ) 再犯防止計画の必要性は認識しているも、地方計画の策定に着手できていない状況。具体的に何をどれだけ盛り込むのか、策定までの道筋、どんな機関の調整をしたらいいのかというようなことを含め、調整が必要な状況である。【高島市／第1回】
- (キ) 保護司会、更生保護女性会の会長が地域住民から、「あなた方は一体何をしていますのですか」と聞かれたことを伺った。まず理解を深めていくことが大事である。【高島市／第1回】
- (ク) インターネット等で名前が検索できる時代であるため、そのような点においても、地域住民の理解というのが非常に重要と考えている。【愛荘町、多賀町／第1回】
- (ケ) 支援者を孤立させないために支援者の支援を行うことに加え、民間の力を借りながら地域の網の目のネットワーク構築のため、地域全体の中で罪を犯した人を支援することへの丁寧な説明を行う必要がある。【滋賀県更生保護事業協会／第3回】
- (コ) 刑事司法手続終了後の対象者への支援の必要性については、自己責任では解決できない現状があることに對し、社会では自己責任であるという風潮がまだあり、その辺りも含めて新たな被害者を生まないためにも、地域住民に對し、しっかりと話をしていく必要がある。【滋賀県更生保護事業協会／第3回】
- (サ) 地域住民への周知も大切であると同時に、まずは庁内で他の部署に新たな取組をしっかりと伝え、各部局で何ができるのかを考えることが大切である。【滋賀県更生保護事業協会／第3回】

エ 役割分担の在り方（市町村／都道府県の視点）

- (ア) 福祉的なニーズが必要となる対象者には、市町で必要な福祉や医療のサービスをする必要がある。また、住居の確保や就労支援については県と市町の連携が必要である。しかしながら、満期出所者がいきなり市町の生活困窮や生活保護の窓口に来た時に、市町もどうしたらいいのかわからない場合がある。その辺りの支援等を国で考えて欲しい。【滋賀県／第1回、第3回】
- (イ) 計画策定に当たり、どの部分を地域福祉計画の再犯防止分野として盛り込むのかということについて非常に苦慮している。地方計画において、県と市の役割分担の中、県で作ったものを全てを市で同じ項目を取り入れられるということもなく、どこを本来担当すべきなのか明確にしていく必要があるというのが課題。【近江八幡市／第1回】
- (ウ) 対象者は、困りごとを解決するための適切な解決方法を知らない、うまくアクセスできない、相手に伝えることができないため、周囲にニ

ズをキャッチしてもらえないことがある。これらのことから、市町で相談の窓口にアクセスしやすく、意思確認や情報提供を丁寧に行っていた必要がある。【滋賀県定着／第1回】

(エ) 家族全体に複雑な課題が生じていることを予測し、庁内全体で他課との連携、特に住宅就労高齢福祉課、障害福祉課、生活介護、女性相談、子ども家庭相談室など一緒に解決に向かって協議できる場が必要である。【滋賀県定着／第2回】

(オ) 1つの市町内だけでなく、近隣の市町と連携し、既存の資源を活用することを可能にすることが望ましい。加えて、継続的な相談が受けられる資源の確保もお願いしたい。【滋賀県定着／第2回】

(カ) 出口支援における連携上の3つの課題【大津保護観察所／第2回】

- ①連携相手の業務（役割等）について十分に理解していない。
- ②支援対象者に対する先入観があり、支援を行う上での足かせになっている。
- ③コロナ禍において直接連携相手と顔を合わせてやり取りをする機会が乏しく、相手との関係性の構築に困難が伴うことがある。

オ その他（取組の効果検証の在り方など）

(ア) 現状において、地方計画を作るのは無理がある。そもそも計画策定については、その後の進捗管理が主になり、施策や事業を進めることが二の次になっていくため、もう少し国で策定すべき計画を絞る等したほうがいい。【彦根市／第1回】

(イ) 同じ地域には犯罪の被害に遭われた方もいるため、その方々への配慮などの課題がある。【彦根市／第1回】

(ウ) 地域で生活をしていく際に課題となることとして、支援者である保護司や協力雇用主は自分が支援者であることを地域で知られてはならないケースもあると聞き、同じ福祉でも民生委員との関わり方との違いも含め課題である。【守山市／第1回】

(エ) 竜王町にアパート（賃貸住宅）が多くないため、ここに居住するということは、ここに腰を下ろして暮らすのかどうかというところがポイントとなる。地域定着についても、仕事に付随してたまたま来たのか、出所後に戻ってきたい意思があったのかということによっても、支援の方向性が変わる。その方のライフスタイルや考え方による対応方法を整理していきたい。【竜王町／第1回】

(オ) 住宅困窮や就労相談について、犯罪歴の有無に関わらず受け付けて対応しているため、そこに線引きをする必要があるのかも今後の課題になっていくと思われる。【愛荘町／第1回】

- (カ) 今後の展開において、①「生活困窮の中で再就職・衣食住をどのように確保していき、金銭的な部分でどのようなサポートしていくのか」、②「社会的な結びつきを失い自暴自棄になったりしやすい環境におかれた分、精神面におけるサポート等をどのような形で進めていけるのか」、③「薬物依存等の福祉以外にも医療的な視野が必要な方もいるため、そのようなケースについてどのように対応していくのか」が課題となる。

【甲良町／第1回】

- (キ) やるほど損するというのが国選弁護人の実情である。そのため、先述のような取組ができない国選弁護人が多いのも実情である。再犯防止を国が本気でやるのであれば、国選弁護人に必要な費用が付くようにし、弁護士が自費で活動をするのがなくなって欲しい。【滋賀弁護士会／第1回】

- (ク) 支援における6つの課題【滋賀県定着／第2回】

- ① 60から65歳程度の対象者に対する福祉サービスの相談は、特化すべき支援がケースによって大きく異なるため、混迷することがあること
- ② 生活保護の担当課と福祉サービスの担当課は市町の中でも分野が違い、連携が上手くいかないことが多いこと
- ③ 生活保護の現在地保護又は住所地特例によって、援護の実施主体がまたがり複数になること
- ④ 触法と聞くと専門的な支援が必要と思われる場合が多いところも課題であり、地域だけで長く関わって抱え込んでしまうということがあるため、広域のネットワークの活用につなげることが大切であること
- ⑤ 医療か福祉かで議論されがちだが、両方の支援が必要なケースが多いこと
- ⑥ 滋賀県内に若者のサポート機関や生活拠点となる資源が少ないこと

4 今後の取組について

(1) 国・地方公共団体において検討すべき新規の取組・事業

- ア 今後、重点的に取り組むべき事項として、「切れ目のない支援の実施」のため、モデル事業のような国からの財政的支援の継承が望まれる。【滋賀県／第1回】
- イ 「協力雇用主の入札参加資格の優遇制度の拡充」として、協力雇用主は増えてきているが、実雇用に結びついていない現状等を踏まえ、下請けで雇用された場合の入札の加点制度の充実を検討する。【滋賀県／第1回】
- ウ 検察庁としては課題の解消に向けて、なるべく早い時期に依頼できるよう努め、支援手続をある程度システム化していけないか等を検討していく予定である。【大津地検／第2回】
- エ コレワークでは、受刑者等の雇用の経験豊富な事業主をアドバイザーとして招き、個別相談会や雇用支援セミナーを開催することで、不安の解消に努める取組を進めていくこととしている。【大阪矯正管区／第3回】

(2) 県や市町村における既存事業の枠組みの活用とそれに当たっての県と市町村の連携の在り方

- ア 『誰一人取り残さない』再犯防止に向けた取組は、共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の構築と一体的に進める。また、『社会を明るくする運動』等により地域住民に対して、更生保護についての理解を促し、保護司会や更生保護女性会等の関係機関と連携する。【甲賀市／第3回】
- イ 滋賀県の9か所の保護区に更生保護サポートセンターが設置されているため、センターの有効活用として、将来的にそこで地域ネットワーク拠点ができるように事業を進めていくこととしている。【滋賀県更生保護事業協会／第3回】
- ウ 具体的な市町との連携については、担当者会議程度になるが、地域の中で自立してもらうためには市町の支援が不可欠と感じているため、来年度以降は具体的な事例も共有しながら進めていきたい。【滋賀県／第3回】
- エ 刑務所出所者等で福祉的支援を要する者のマッチングについては、それぞれの市町でやってもらうのは効率が悪いいため、そこは都道府県の役

割として整備していくべきではないか。【滋賀県／第3回】

(3) 国の次期再犯防止推進計画の策定への要望（財政支援の在り方など）

ア モデル事業終了後も滋賀県では継続して各事業を行っているが、財政的な支援があると県としても事業がやりやすい。【滋賀県／第3回】

イ 市町向けの補助等はあるのか、もしアイデアが生まれれば国に要望で出したい。【滋賀県／第3回】